東弁人第66号 2007年7月4日

府中刑務所

所長澤田健一殿

東京弁護士会 会 長 下河邉 和 彦

人権侵害救済申立事件について(警告)

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り警告致します。

第一 警告の趣旨

2003(平成15)年11月6日に貴所職員が申立人に暴行を働いて傷害を負わせた行為は、申立人に対する重大な人権侵害行為といわざるを得ません。

よって今後かかることのないよう、厳重に警告致します。

第二 警告の理由

- 一 調査結果によれば、以下の事実を認めることができる。
 - 1 2003(平成15)年11月6日、申立人は、他の被収容者2~3人の制止を振り切って処遇部門首席矯正処遇官に対する暴行の気勢を示したところ、貴所(以下、「相手方」という。)の職員により身柄を拘束され独居拘禁に付され、取り調べが行なわれた。
 - 2 その身柄拘束時に、申立人は職員から有形力を行使され、これにより首及び顔に 擦過傷を負い、また、腰を痛めた。
 - 3 申立人の首の擦過傷は、負傷から痛みの解消までに4~5日を要した。
- 二 以上の認定に対し、相手方は申立人に対する暴行の事実を否定する。

しかし第一に、相手方自らも、申立人が処遇部門首席矯正処遇官に対する暴行の気勢を示した際、職員が申立人に対し、「必要かつ最小限の範囲内で」との限定を付しつつも、実力行使を行なった事実を認めている。

第二に、相手方の主張を前提としても、申立人が暴行を振るわれたとする 2 日後の 2003 (平成15)年11月8日に、申立人が首の擦過傷に係る申出をし、かつ医師がバンドエイド1枚を処方し、更にその後も同月14日及び18日に申立人からの顔の擦過傷に係る申出に基づき医師がパラマイシン軟膏を処方した事実が認められる。

第三に、相手方は、申立人の上記の擦過傷がいかなる機会に生じたかにつき不明であるとしか回答していないが、一般に被収容者が負傷した場合、秩序維持の必要から、 治療にあたった医師が負傷の原因を問い質すのが通常であると考えられることに照ら せば、相手方の上記回答は不自然である。

第四に、本件の調査結果を総合しても、申立人の主張する同年11月6日の暴行以外に、申立人に顔等の擦過傷を生じさせる原因事実の存在はうかがえない。

第五に、相手方は、申立人の現在の顔写真及びカルテの写しのいずれについてもその送付を「差し控える」旨回答してその提出を拒んでいるが、相手方のかかる非協力的な対応は、相手方にとって不利益な事情として斟酌せざるを得ない。

以上の各事情を総合すれば、暴行を否定する相手方の主張は信用できない。

三 以上の次第であり、2003(平成15)年11月6日、申立人は、他の被収容者2~3人の制止を振り切って処遇部門首席矯正処遇官に対する暴行の気勢を示したところ、相手方の職員により身柄を拘束され、その際、職員から有形力を行使され、これにより首及び顔に擦過傷を負い、また、腰を痛めたことが認められる。

相手方職員によるかかる暴行は、申立人が暴行の気勢を示したことにその原因の一端があるものの、その制止にあたり申立人が傷害を負うに至るまでの行為を要するとは到底考えられず、相手方職員が申立人に対して暴行に及びかつ傷害を負わせたことは、明らかに申立人の身体の自由に対する侵害であるといわざるを得ない。

よって今後二度とかかる行為のないよう、第一記載の通り、警告する。

以上

法務省矯正局長 梶 木 壽 殿

東京弁護士会 会 長 下河邉 和 彦

人権侵害救済申立事件について(要望)

当会は、申立人A氏からの府中刑務所を相手方とする人権救済申立を受け、当会人権擁護委員会の調査の結果、添付の通り、府中刑務所に対し警告を発しました。

貴殿にその旨報告致しますと共に、今後このような人権侵害行為が再発することのないよう、適切な指導・監督をされたく、要望致します。

以上